平成２６年（フ）第３２号
福岡県久留米市長門石３丁目７番３号
債務者　四ケ所さなえ
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７号
福岡県八女市宅間田57番地５
債務者　古庄　真悟
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第１５号
福岡県八女市室岡154番地　室岡団地３号
債務者　石崎　恵一
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第１２号
福岡県田川市大字川宮1654番地10　ＯＡマンション３―202号室、前住所福岡県田川市平松町14番11号　大川荘102
債務者　鈴見　正和
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第５２号
大分県別府市大字鶴見2600番地　市営鶴見住宅Ｇ棟204号
債務者　小野江美子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７６号
宮崎市恒久南２丁目９番地11　ＪＨＣマンション301号
債務者　瀬戸山善稔
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７９号
宮崎市清武町正手１丁目51番地５
債務者　野崎　恭平
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５５号
鹿児島県鹿児島市本名町1228番地１
債務者　井之上　梢
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６号
鹿児島県奄美市笠利町大字佐仁2688番地３
債務者　南　　榮子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第３号
石川県小松市浜田町ロ50番地１　ウエラコート浜田406号、従前の住所石川県小松市丸内町大手９番地
債務者　田家澤信孝
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１７号
石川県加賀市松が丘２丁目16番地12　エコーハイツ101号室
債務者　澤村　和美
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第７号
長野県伊那市西箕輪2127番地16
債務者　中村　祐之
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第１５号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12396番地
債務者　荻原　　裕
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第３６号
広島県呉市仁方本町２丁目３番３号
債務者　藤原麻衣子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第３９号
広島県呉市阿賀北５丁目30番23号
債務者　塩路　祥幸
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第５０号
広島県福山市草戸町４丁目19番２号
債務者　篠原　耕治
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２４号
鹿児島県肝属郡肝付町南方240番地３、前住所鹿児島県肝属郡肝付町南方179番地１
債務者　黒岩　昭輝
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係